

建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料

令和7年4月1日以降

(1) 一戸建ての住宅

区分	建築物の延べ面積 ※2※3	判定手数料(円) ※4	変更判定手数料(円) ※5	軽微変更手数料(円) ※6
仕様基準による場合	200㎡未満	17,000	8,500	8,500
	200㎡以上	19,000	9,500	9,500
仕様・計算併用による場合	200㎡未満	25,000	12,500	12,500
	200㎡以上	28,000	14,000	14,000
その他の場合	200㎡未満	34,000	17,000	17,000
	200㎡以上	37,000	18,500	18,500

(2) 共同住宅等

区分	建築物の延べ面積 ※2※3※7	判定手数料(円) ※4	変更判定手数料(円) ※5	軽微変更手数料(円) ※6
仕様基準による場合	300㎡未満	32,000	16,000	16,000
	300㎡以上2,000㎡未満	56,000	28,000	28,000
	2,000㎡以上5,000㎡未満	101,000	50,500	50,500
	5,000㎡以上	152,000	76,000	76,000
仕様・計算併用による場合	300㎡未満	50,000	25,000	25,000
	300㎡以上2,000㎡未満	84,000	42,000	42,000
	2,000㎡以上5,000㎡未満	145,000	72,500	72,500
	5,000㎡以上	212,000	106,000	106,000
その他の場合	300㎡未満	67,000	33,500	33,500
	300㎡以上2,000㎡未満	112,000	56,000	56,000
	2,000㎡以上5,000㎡未満	191,000	95,500	95,500
	5,000㎡以上	273,000	136,500	136,500

(3) 非住宅建築物

区分	建築物の延べ面積 ※2※3	判定手数料(円) ※4	変更判定手数料(円) ※5	軽微変更手数料(円) ※6
工場、倉庫等のみ ※1	モデル建物法	300㎡未満	19,000	9,500
		300㎡以上1,000㎡未満	26,000	13,000
		1,000㎡以上2,000㎡未満	37,000	18,500
		2,000㎡以上5,000㎡未満	93,000	46,500
		5,000㎡以上10,000㎡未満	140,000	70,000
		10,000㎡以上25,000㎡未満	173,000	86,500
		25,000㎡以上	215,000	107,500
	標準入力法等	300㎡未満	23,000	11,500
		300㎡以上1,000㎡未満	30,000	15,000
		1,000㎡以上2,000㎡未満	42,000	21,000
		2,000㎡以上5,000㎡未満	99,000	49,500
		5,000㎡以上10,000㎡未満	147,000	73,500
		10,000㎡以上25,000㎡未満	181,000	90,500
		25,000㎡以上	224,000	112,000
その他	モデル建物法	300㎡未満	85,000	42,500
		300㎡以上1,000㎡未満	108,000	54,000
		1,000㎡以上2,000㎡未満	142,000	71,000
		2,000㎡以上5,000㎡未満	230,000	115,000
		5,000㎡以上10,000㎡未満	300,000	150,000
		10,000㎡以上25,000㎡未満	361,000	180,500
		25,000㎡以上	423,000	211,500
	標準入力法等	300㎡未満	221,000	110,500
		300㎡以上1,000㎡未満	277,000	138,500
		1,000㎡以上2,000㎡未満	358,000	179,000
		2,000㎡以上5,000㎡未満	511,000	255,500
		5,000㎡以上10,000㎡未満	629,000	314,500
		10,000㎡以上25,000㎡未満	743,000	371,500
		25,000㎡以上	848,000	424,000

(4) 複合建築物

複合建築物については、住宅部分と非住宅部分とに区分し、住宅部分についてはその単位住戸の数が1である場合にあっては一戸建ての住宅と、その他の場合にあっては共同住宅等と、非住宅部分については非住宅建築物とそれぞれみなして算定した手数料の合計額とします。

※1 建築基準法上の用途が、工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設であり、当該用途のみに供するもの（これらの用途に付属する小規模な事務所等は、当該用途とみなす。）となります。

※2 建築基準法上の延べ面積となります（高い開放性を有する部分も含む。）。

※3 増改築の場合は、増改築部分のみの床面積となります。

※4 法第11条第1項又は第12条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料

※5 法第11条第2項又は第12条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料【手数料は判定手数料の2分の1】

※6 施行規則第13条の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当手数料【手数料は判定手数料の2分の1】

※7 共用部分を審査の対象から除く場合には、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積で算定します。